

諮問日：令和4年2月25日（令和3年度（最情）諮問第55号）

答申日：令和4年6月24日（令和4年度（最情）答申第11号）

件名：裁判所職員総合研修所入所試験及び裁判所書記官任用試験の第2次試験として勤務評定があることを受験者に周知する文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年12月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 裁判所職員総合研修所書記官養成課程入所試験及び裁判所書記官任用試験はそれぞれ第2次試験として勤務評定が判断資料として使用されることが定められている。そうするとその旨が受験者に文書によって周知されていることが予想される。なぜならば、仮にその旨が受験者に知らされていなければ、受験者が知らないところで勤務評価が試験の判断資料として使用されていることになり、社会通念上許容できるものではないからである。

よって、当該文書を不開示とした決定は不相当である。

- 2 最高裁は、第2次試験において合否の判断材料として勤務評定を使用していることについて、勤務評定は筆記試験等の他の試験方法と異なり、受験者が試

験のために行うことはないため、第2次試験で勤務評定を行うことを受験者に周知する必要はない旨主張する。しかしながら、受験者が知らないところで受験者に周知されている選抜基準と異なった判断材料を用いることは著しく倫理的にもとり、社会通念としては人権侵害として受け止められている。現に教育現場における入試選抜では日頃の学業成績についての調査書を選抜の基準として使用する場合は、その旨を受験者に周知し本人の請求に基づいてその内容を開示する取扱いが一般的である。

また、最高裁は試験の方法の一つとして勤務評定が定められているが、裁判所職員総合研修所入所試験規程及び裁判所書記官任用試験規程には、第2次試験として勤務評定を行う旨は記載されていない、と説明する。そうだとすると、上記の主張のとおり、第2次試験として勤務評定を行っていることは受験者たる職員に知らされていないことになる。苦情申出人が指摘したように、これは教育現場では考えられないことであり、社会通念上人権侵害と認識されていることは明白である。最高裁は基本的人権の擁護の下、司法権を行使する機関であるから、自ら人権侵害を正当化することはその存在意義を否定することであり、荒唐無稽というほかない。

さらに、最高裁の主張を前提とすると、このような実情を試験に携わる多くの職員が長年にわたって誰一人として問題としなかったことになる。裁判所職員は無論、他の行政府省並びに地方自治体の公務員が高い倫理性を求められることに鑑みれば、そうした事態は到底想像できない。

よって、当該文書は存在すると考えるのが合理的であり、不開示決定は不当である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 裁判所職員総合研修所入所試験は、裁判所職員総合研修所の裁判所書記官養成課程に入所させる者を指名するために行う裁判所職員に対する試験であり、裁判所書記官任用試験は、裁判所書記官の執務に必要な学識及び実務知識並び

に職務遂行能力を有する職員を選考することを目的とする裁判所職員に対する試験である。

- 2 本件開示申出については、令和3年度実施の裁判所職員総合研修所入所試験及び裁判所書記官任用試験の第2次試験において、勤務評定が行われることを受験者に周知する各文書の開示を申し出るものと整理し、文書を探索したが、該当する文書は存在しなかった。
- 3 この点、勤務評定は筆記試験等の他の試験方法と異なり、受験者が試験のために行うことはないため、第2次試験で勤務評定を行うことを受験者に周知する必要はない。

なお、裁判所職員であればいつでも閲覧可能な裁判所職員総合研修所入所試験規程及び裁判所書記官任用試験規程において、試験の方法の一つとして勤務評定が定められているが、上記各規程には、第2次試験として勤務評定を行う旨は記載されていない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年2月25日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月19日 審議
- ④ 同月26日 苦情申出人から意見書を收受
- ⑤ 同年6月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所は、本件開示申出について、「令和3年度実施の裁判所職員総合研修所入所試験及び裁判所書記官任用試験の第2次試験において、勤務評定が行われることを受験者に周知する各文書」の開示を申し出るものと整理したとのものであり、本件開示申出書の記載を踏まえれば、本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的である。

当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、令和3年度実施の裁判所職員総合研修所入所試験及び裁判所書記官任用試験の第2次試験の各実施要領においては、第2次試験において勤務評定が行われることの記載はないものの、裁判所職員総合研修所入所試験規程及び裁判所書記官任用試験規程において、試験の方法の一つとして勤務評定が定められていること、上記各規程はいずれも裁判所職員であれば閲覧可能であることが認められた。

上記確認結果を踏まえれば、上記各試験の受験者を含む関係者において、上記各試験において勤務評定が用いられることは明らかである。そして、勤務評定は、筆記試験等他の試験方法と異なって、筆記試験等の実施に際して受験者に求められるものは特になく、試験の実施要領は、その性質上、当該試験の実施に際して受験者に求められる事項が記載されていれば足りることも踏まえれば、第2次試験において勤務評定が行われることを裁判所職員総合研修所入所試験規程及び裁判所書記官任用試験規程において特記し、改めて周知する必要はないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 裁判所職員総合研修所入所試験の第2次試験として勤務評定があることを受験者に周知する文書（令和3年度）
- 2 裁判所書記官任用試験の第2次試験として勤務評定があることを受験者に周知する文書（令和3年度）